

議員提出議案第 17 号

労働者保護ルール見直しの慎重な対応を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 26 年 12 月 17 日

提出者 立川市議会議員 古屋直彦
伊藤大輔
木原 宏
山本みちよ
上條彰一
福島正美

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

労働者保護ルール見直しの慎重な対応を求める意見書

我が国の労働者は、その大多数が雇用関係のもとで働いています。この雇用労働者が安定的な雇用のもとで、安心して働くことのできる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のためにも欠かせません。

現在、国において「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、「限定正社員」制度の普及、労働者派遣法の見直しなどが議論されています。成長戦略の一つとして必要な見直しがあるのかも知れませんが、労働者を保護するルールが後退する側面も否めません。結果として雇用を不安定化し、国民生活の安定や経済の好循環に逆行する懸念も指摘されています。

また、雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員の三者で議論すべきものであり、現在の議論の進め方も疑問視せざるを得ません。そのため、労働者が安心して働くことができるよう下記の事項について対応をはかられるよう要請します。

記

- 1 「解雇の金銭解決制度」「ホワイトカラー・イグゼンプション」「限定正社員」制度の見直しは、労働者の意向を踏まえ、慎重に対応すること
- 2 労働者派遣法の見直しは、低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねないことから、より安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた制度を整備すること
- 3 雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成原則にのっ取って行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月17日

立川市議会
議長 須崎 八郎